

五常小保護者の皆さま

令和4年12月16日

枚方市立五常小学校

校長 榊 正文

放課後校庭開放
五常小の実施要項を改正しました

6月1日付でお知らせしました「放課後における校庭開放」本校の具体的実施要項を次のとおり改正しましたのでお知らせいたします。なお、本実施要項の有効期限は令和4年度末までで、その後令和5年度からは、「放課後オープンスクエア」が実施されます。

参加する場合は、以下の運用ルールに従っていただくこととなります。

【実施要項】**改正部分赤字**

①対象学年は**1~6**年とします

※留守家庭児童会登録児童は対象になりません。留守家庭児童会登録児童が校庭で遊ぶ

場合は、あくまで留守家庭児童会の管理下となります。

1,2年生については、次の ア 又は イ の条件を満たす場合に参加できます。

ア) 放課後～校庭開放開始まで、保護者が来校され児童の見守りをされている場合。

イ) 一旦下校後、保護者が児童と同行で来校される場合。

②実施可能な曜日、時間

平日の校庭（中庭は含みません）において実施します。（不可日※は予め及び臨時で指定）

6時間目（全校5時間授業の場合も可能）終了後～16時半（冬季11月～2月は16時）において実施します。

※不可日の例）長期休暇、雨天・熱中症のおそれ等で使用できないとき、教職員が手薄になるとき、行事準備などで使用予定があるときなど。

③参加の仕方

保護者は連絡帳で児童の参加の旨連絡してください。連絡帳に記載していない場合は、参加できません。所在の問い合わせを含め、電話・ロイロノート等で学校へ連絡することはお控えください。

参加する児童は、下校せず参加します※。いったん下校・出門した場合は参加できません。(行き帰りのリスク軽減のため) ※ただし、上記①のイ)の場合を除きます。(これは全学年に適用します)

開放参加後の出門は、正門のみとします。校門監視員が16時半まで勤務しますので、必ず16時半(冬季16時)までに出門してください。

④トイレの使用

緊急時や工事等で使用できない場合※を除き、トイレは南校舎1Fを使用します。トイレ以外校舎内に立ち入ることはできません。

※使用できないときは、留守家庭児童会のトイレを使用できます。

⑤ボール等遊具の使用

留守家庭児童会の児童と混在して校庭を使用します。低学年児童の安全を担保するため、職員室から貸し出すボールのみ使用可能です。ご家庭から持ってくることはできません。一輪車・竹馬は使用可能です。サッカー用ボール等は、柔らかいボールになります。その他できる限り現在の留守家庭児童会の管理ルールに合わせることにします。

⑥保険の適用

保険の適用があります。(開放参加後の下校時にも適用されます)

⑦通常の管理・指導、ケガ・緊急時等の対応

原則「校庭開放見守り員」と管理職のみが管理を行い、その他の教職員は行いません。電話等で児童の所在のお問い合わせは、お受けできません。

ケガや緊急時も原則「校庭開放見守り員」と管理職で対応します。救急搬送以外で必要と判断したときは、保護者のお迎えを要請します。ただし、管理職不在時等に緊急かつ必要な場合は、その他の教職員で対応します。

⑧カバン置場

朝礼台 1 か所に固めて置くこととします。ただし「校庭開放見守り員」と教職員は管理しません。

⑨児童同士のトラブル等

「校庭開放見守り員」と教職員は原則管理しません。公園と同様、保護者の責任でご対処をお願いします。

上記の要項（運用ルール）についてお子様とよく話し合った上でのご参加をお願いいたします。

以上

担当（校長・教頭）
050-7102-9020